

取引停止業者一覧表

番号	事業者名	所在地	取引停止の期間			取引停止の理由
			自	至	月数 (日数)	
1	中部電力ミライズ株式会社	名古屋市東区	R5.4.17	R5.9.16	5か月	公正取引委員会は、顧客獲得競争を制限するカルテルを結んだとして、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反により、中部電力ミライズ株式会社に対して、令和5年3月30日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について取引停止を行う。